

保育施設への登園基準について

福島県にまん延防止等重点措置が適用されたことから、以下について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

登園停止となる場合

No.	事例	登園停止期間	
		開始日	終了日
1	児童または児童と同居する家族が、感染または濃厚接触者と特定された場合	特定日	保健所等が指示する期間 (自主検査の場合は、結果が判明するまで)
2	児童または児童と同居する家族が、PCR検査または類似の検査の受検が決まった場合	PCR検査の受検が決まった日	
3	児童または児童と同居する家族が接触した第三者(*)が、PCR検査または類似の検査の受検が決まった場合		
4	児童が37.5℃以上の発熱をした場合	発症日	解熱後24時間が経過するまで
5	児童または児童と同居する家族が、その他感染の疑いがあると判断される場合	感染の疑いが判明した日	感染の疑いがないと判断されるまで

* 第三者とは、同居する家族以外で、①1週間以内に ②1メートル以内の距離で ③15分以上の接触があった者を指します。

注 保育施設利用中に、保護者がPCR検査などを受検することが決まった場合は、施設に連絡のうえ、速やかに児童のお迎えをお願いします。

登園自粛となる場合

No.	事例	登園停止期間	
		開始日	終了日
1	児童に発熱以外の風邪症状がみられる場合	発症日	症状が改善されるまで
2	児童の家族に発熱等風邪症状がみられる場合		

注 登園自粛については、可能な限りのご協力をお願いします。なお、上記症状等がみられる場合に、保育施設等を利用する場合は、事前に施設にご相談いただきますようお願いいたします。また、早めのお迎えについても、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、
ご理解・ご協力をお願いします。